

議案第 47 号

北本市立児童館設置及び管理条例の一部改正について

北本市立児童館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市立児童館設置及び管理条例（平成 25 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 法第 6 条の 3 第 1 4 項に規定する子育て援助活動支援事業に関する業務

第 4 条中第 6 号を第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(6) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に規定する事業に関する業務

第 13 条第 1 項中「午前 9 時から午後 7 時まで」を「午前 9 時から午後 6 時まで」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。